契約図書

弓ヶ浜地区樹幹注入業務（２工区）特記仕様書

第１章　総　　則

第１　総　則

本業務の施行にあたっては、鳥取県樹幹注入事業仕様書(以下「仕様書」という。)及び設計図書によるほか、本特記仕様書によるものとする。

第２　目　的

本特記仕様書は仕様書を補足するとともに、本業務固有の仕様等を規定するものである。

第３　適用、優先順位他

１　本特記仕様書に規定のない事項等については仕様書による。

２　本特記仕様書に規定する事項は仕様書に優先する。

第４　事業概要

事業区分	事業量	備考
樹幹注入	2,025 本	薬剤本数

第２章　特記仕様

第１　施工条件

本業務の設計数量（胸高直径及び本数）は見込み値であり、施工野帳（仕様書別紙様式）に応じ変更するものである。

第２　連絡打ち合わせ等

監督員と常に意志疎通を図り、疑問点及び、設計図書と現地状況の不整合等については、充分な連絡打ち合わせを行い、手戻りの生じないようにすること。

第３　施　　工

１　注入対象木

注入対象は、胸高直径が 16cm 以上の倒伏していない健全な松とする。注入対象木の判別が困難な場合は協議すること。なお、胸高直径の測定は単位を cm とし、小数点以下は切り捨てとすること。また、区域内に土塁がある場合は、土塁よりも内陸側の松を対象とする。

２　薬剤注入

使用する薬剤は、仕様書の第２の１（１）①及び②を満たし、ミルベメクチン又はエマメクチン安息香酸塩液剤を有効成分とするものを使用すること。

３　薬剤注入作業

（１）立木１本当たりの注入量及び注入孔数は胸高直径により決定することとし、次のとおりとする。

（ア）胸高直径 16cm 以上 20cm 以下（１アンプル）及び胸高直径 21cm 以上 25cm 以下（２アンプル）については、自然圧注入によることとする。

（イ）胸高直径 26cm 以上 30cm 以下（３アンプル）については、加圧注入によることとする。

（ウ）胸高直径 31cm 以上（４アンプル）においては、胸高直径が５cm 増える毎にアンプル数を１つずつ増やすこととする。なお、注入孔１つにつき３アンプルを加圧注入する方法を優先的に行い、必要注入量に足りない分は自然圧注入によることとする。

（２）加圧注入に使用する薬剤は自然圧注入に使用する薬剤と同じものを使用するか、１アンプルの内容量が自然圧注入の３アンプルと同じであるものを、３アンプルとして使用すること。

（３）樹幹注入作業中には、事業現場に事業関係者以外の者が立入らないよう、適切な措置を講じること。

４　一般事項

（１）実行確認

以下の項目、数量について監督員による実行確認を受けるものとする。

①使用薬剤の種類、数量、空容器（材料搬入時及び完了時）

②対象木の胸高直径（対象木本数の５％以上、最大５０本）

③開孔状況、薬剤注入状況、閉孔状況（各１回以上）

５　薬剤の使用

火気の取扱いには厳重に注意し、火災の発生を防止すること。

第４　他事業との調整

本業務は、県が実施する「弓ヶ浜地区松くい虫駆除業務（２工区）」、「弓ヶ浜県有林維持管理業務」と施工区域が重複するため、相互の連絡調整を密にすること。

第５　積算の注意事項

１　本業務の単価について、鳥取県県土整備部土木工事実施設計単価表に係るものの単価適用日は令和８年１０月１０日とし、松くい虫等防除事業の単価を準用するものは、令和８年度松くい虫等防除事業実施単価（樹幹注入）によるものとする。また、諸経費率は「松くい虫等防除事業設計書作成の留意事項」によるものとし、最新の改定状況は、https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100847 を参照すること。

２　本業務は、週休２日補正の対象であり、労務単価、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じるものとする。

第６　その他

地元関係者と十分連絡調整し、トラブル防止に努めること。また、業務場所に隣接する林地等へは無断で立ち入らないこと。



とっとり森林緊急通報カード



現場名：（　　）

現場から　１１９	衛星電話の場合 119通報不可 右記番号へ	東部消防局　0857-23-0119 中部消防局　0858-29-5124 西部消防局　0859-35-1960

※救急車を呼ぶべきか判断に迷うときは「＃7119」へ。専門家へ相談できる。

携帯電話の通信は可能ですか？	はい　・　いいえ
「いいえ」の場合、携帯電話が通信可能な場所 **（作業開始前に記入）**	

＜現場の位置＞・・・可能なら現場位置の緯度・経度をGPS等で測定し通報。ヘリ救助の必要性は消防が判断。

現場の位置※	緯度	経度
（測地系　WGS84）		

※携帯電話は必ずGPSを「ＯＮ」の状態で119番通報する。
※通報場所が被災者の位置と離れている場合は、通報場所から被災場所までの距離や方角を必ず伝えること。

＜救急車と案内人の合流場所＞・・・作業開始前に記入。合流場所は「ゼンリン住宅地図」があれば記載する。
合流場所の住所地がわかれば詳細に住所地を記載する。

合流場所の説明（救急車はゼンリン地図を搭載しているのでゼンリン地図に記載のある場所を記入） 「どこから入って」「どこら辺のどこで」または、住所地があれば住所地で

（注：救急車は砂利悪路で走行不可なので、被災現場付近の未舗装道路は現場の軽トラック等に乗り換える必要あり）

＜被災者の情報＞・・・・・・被災場所で携帯電話が通信できない場合のみ記入して、通信可能場所へ向かう。
被災現場で携帯電話が通信可能なら記入せず、速やかに119通報する。

氏名		年齢・性別	（　）歳　男・女　血液型（　）
被災部位	手・足・頭・その他（　）	ハチアレルギー	ある　・　ない　・　不明
容態・状態			
意識	ある　・　ない	出血	多　・　少　（　）
呼吸	ある　・　ない	顔色	普通　・　白い　・　赤い
骨折	ある　・　ない　・　不明	服の色	

＜応急処置＞・・・被災者を安全な場所へ移し応急処置を行う！可能なら合流場所へ向けて搬送する！

〇まずは・・・**我が身の安全確保！！**

〇話しかけて意識がないときは、痛覚を刺激する。**意識がないときは119番通報する。**

心肺蘇生法

反応の確認

↓

救急車の要請
119番通報

↓

呼吸の確認

↓

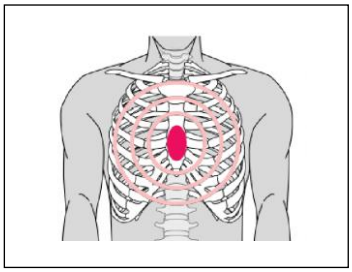
胸骨圧迫
★強く（約5㎝の深さで30回）
★速く（100～120回/分）
★絶え間なく

↓ ↑

人工呼吸（2回）



ヒジを伸ばし、真上から強く押す



圧迫位置

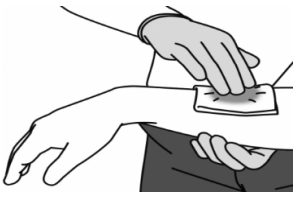




直接圧迫止血法

〇出血に対しては・・・清潔な止血帯・三角巾・タオル等を使用し止血する。

血液に触れないよう手袋等を使用し、
傷口をタオル等で強く押さえて圧迫する



熱中症対策

〇令和7年6月1日から、事業体の熱中症対策が義務化されています！！

・・・冷却服・空調服の着用。こまめに休憩（インターバル）。

〇いつもと様子が違うと思ったら、熱中症を疑う！！（ふらつき、生あくび、大量の発汗など）

〇症状に応じて119番通報。 **判断に迷うときは「＃7119」へ。専門家へ相談できる。**

全身を急速冷却
★ジャケット等衣類を脱がせ、水をかける
★水分・塩分、経口補水液などを飲ませる

R7.7.30改訂版

鳥取県樹幹注入事業仕様書

第１　共通

１　適用範囲

（１）この仕様書は、鳥取県松くい虫駆除事業委託事務取扱要領（平成 16 年８月 31 日付森保第 279 号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて鳥取県が実施する樹幹注入事業（以下「事業」という。）の委託に適用する。

（２）委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、「鳥取県森林整備事業等業務検査規程」（以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもと、設計図書及びこの仕様書によって施工しなければならない。

（３）この仕様書は、樹幹注入事業に関する一般的事項を示すものであり、個々の事業に対し特別必要な事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。

（４）特記仕様書、設計図書、又は共通仕様書の間に相違がある場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

（５）受託者は、信義に従って誠実に事業を履行し、監督員の指示がない限り事業を継続しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情で臨機の措置を行う場合は、この限りではない。

２　施工従事者

（１）事業に従事する者は、樹幹注入に当たり必要な知識・技術を習得した者でなければならない。

（２）受託者は、施工前に作業従事者に対し、樹幹注入に必要なる知識・技術講習を実施し、また、新規参入者への講習も適時に行うものとする。

３　事業現場管理

（１）受託者は、常に事業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

（２）受託者は、事業の施工中、監督員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす等の施工方法の採用をしてはならない。

（３）受託者は、事業箇所及びその周辺にある地上若しくは地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

（４）受託者は、薬剤等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。

（５）受託者は、事業現場に事業関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をする等十分な措置を講じなければならない。

（６）受託者は、事業現場には一般通行人が見やすい場所に事業名、事業期間、事業主体名、事業受託者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者名等を記入した事業標示板を設置しなければならない。

（７）受託者は、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の事故が発生した場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、すみやかに監督員に報告しなければならない。

（８）受託者は、施工に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならな

い。

4　施工計画書

（1）受託者は事業着手前に、次の事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。ただし、監督員の承諾を得た事項については、省略することができる。

ア　現場組織表
イ　施工方法
ウ　計画工程表
エ　施工管理計画
オ　緊急時の体制
カ　安全管理
キ　環境対策
ク　その他

（2）受託者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、そのつど変更に関するものについて、変更計画書を提出しなければならない。

5　施工中の環境への配慮

受託者は、事業の施工に当たり、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督員が指示した場合には、措置を講じ、監督員の確認を受けなければならない。

6　官公庁への手続

（1）受託者は、事業の施行に当たり、必要な関係官公庁その他の機関に対する諸手続は、迅速に処理しなければならない。

（2）受託者は、関係官公庁その他の機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

7　諸法規の遵守

受託者は、事業の施工に当たり、関係法令及び事業に関する諸法規を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、受託者の負担と責任において行われなければならない。

8　安全管理

（1）受託者は、事業の施工に当たり、常に安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。

（2）受託者は、施工期間における災害を防止するため、事業箇所及びその周辺のパトロールを実施するとともに、事業関係者による安全教育・訓練等を１ヶ月に１回以上実施し、関係する資料を整備するものとする。また、新規参入者の教育も適時に行うものとする。

（3）受託者は、使用機械、車両等の点検整備を行い、管理するものとする。

（4）受託者は、事業の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督員に通報するとともに、事故の報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。

９　事業中の検査又は確認

（１）受託者は、事業施工中において、設計図書で指定した事項又は監督員があらかじめ指示した事項については、監督員の検査又は確認を受けなければ、後続の作業を進めてはならない。

（２）前１項の規定において、受託者は、監督員の検査及び確認に関する資料を整備しなければならない。

（３）受託者は、監督員が事業の進捗状況の報告を求めた場合はただちに監督員に報告しなければならない。

（４）受託者は、委託事業量（薬剤）の９割の進捗率に達した場合は、前項の規定にかかわらず、監督員に報告しなければならない。

１０　事業検査

（１）検査に当たっては、専門技術者その他立会いを求められた事業関係者が、必ず立ち会って検査を行わなければならない。

（２）受託者は、検査のために必要な資料及びその他の措置について、検査職員の指示に従わなければならない。

１１　後片付け

受託者は、事業の全部又は一部の完成に際し、施工地周辺を保全、後片付け及び清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、事業検査に必要なものは監督員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去するものとする。

第２　施工

１　薬剤注入

（１）使用薬剤及び注入時期

①農薬登録を受けた、効果が６年以上持続する薬剤を農薬の使用安全基準を遵守し使用すること。

②原則、人畜毒性が普通物とし、これによらない場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定すること。

③使用量は、事前に対象木の胸高直径を測定した上で決定することとし、監督員の確認を受けること。

④注入時期は、マツノマダラカミキリ成虫発生時期と薬効発現までの期間との関係から２月末までとする。

（２）薬剤注入作業

~~①立木１本当たりの注入量及び注入孔数は胸高直径により決定することとし、次のとおりとする。ただし、胸高直径は、薬剤により異なる。~~

~~（ア）胸高直径１５ｃｍ以下（１アンプル）及び胸高直径１６ｃｍ以上２０ｃｍ以下（２アンプル）については、自然圧注入によることとする。~~

~~（イ）胸高直径２１ｃｍ以上２５ｃｍ以下（３アンプル）については、加圧注入によることとする。~~

~~（ウ）胸高直径２６ｃｍ以上（４アンプル）においては、経済比較の上、自然圧注入と加圧注入を組み合わせること。~~

②注入孔の位置、径、深さ等は使用する薬剤の仕様に基づき決定すること。また、注入孔は動力ドリルを用いて開けることとし、複数の孔を開ける場合は、樹幹の周囲

に均等に配置し、大きな節や枝分かれの直下、腐朽部分は避けること。
③注入は雨天時を避けて、日中に行うこととし、作業中は作業員以外の者が薬剤に触れないように十分管理して行うこと。
④注入の終了した穴は癒合剤や木栓等で充填し、雨水や雑菌が侵入しないように処置すること。
⑤注入終了後は、使い残しがないよう施工量を確認のうえ、直ちに薬剤容器を回収し、適切に処理すること。
⑥なお、加圧注入する場合は、加圧注入容器が破損していないことを確認し、空のまま注入孔に確実に差し込み、注入完了後、必ず圧を抜いてから回収すること。また、１孔当たりの薬剤注入量はアンプル最大３本までとする。

２　薬剤の管理及び取扱い
（１）受託者は、薬剤の管理及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講ずるとともに、薬剤の使用日時、場所、使用量を取りまとめ、薬剤使用状況の管理資料を作成しなければならない。
（２）薬剤の注入作業にあたる従事者は、ヘルメット、ゴム手袋等を着用し、事故の無いよう安全作業に努めなければならない。

３　薬剤注入済みの証
受託者は、薬剤の注入が終了した対象木に一連番号、施工年月を耐候性を有する材料を用いて明示すること。

４　施工野帳
（１）受託者は、前項で明示した番号順に施工地、使用薬剤の種類、胸高直径及び作業年月日を別紙様式に記載し提出すること。
（２）胸高直径は、地際より１．２ｍの位置を計測する。

５　写真記録
次の事項について撮影し、管理資料を作成すること。なお、デジタル写真による撮影、管理の場合は、原則として画像編集したものは認めない。
（１）薬剤注入作業
対象木本数全体の５％以上（最大５０本）について、胸高直径、開孔及び薬剤容器取付状況、薬剤容器撤去及び閉孔状況を、一連番号、作業日、使用薬剤量を記載した黒板とともに撮影し管理資料を作成すること。
（２）使用材料
使用薬剤については、検収時に数量が分かる状態で全量を撮影し、完了時には空容器の数量が分かる状態で全量を撮影する。
（３）その他
その他監督員が指示する状況等を撮影し管理資料を作成すること。

別紙様式１

樹幹注入施工野帳（自然圧）

No.

施工主体	
事業名	
作業責任者	
施工場所	
使用薬剤	

テープ色及び番号	胸高直径（ｃｍ）	薬剤量（本・ml）	注入年月日	備考	テープ色及び番号	胸高直径（ｃｍ）	薬剤量（本・ml）	注入年月日	備考

現　場　説　明　書

令和８年７月１０日以降調達公告適用

工程

①（他業務等との調整）

弓ヶ浜地区樹幹注入業務（２工区）については、弓ヶ浜地区松くい虫駆除業務（２工区）及び弓ヶ浜県有林維持管理業務と関連するので相互の連絡調整を密にすること。

~~②（部分完成、着工保留）~~

~~＿＿＿＿＿＿については、＿＿＿＿＿＿まで＿＿＿＿＿＿〔すること、しないこと〕。~~

③（作業時間）

本業務の施工時間帯は、昼間施工（８：００～１７：００）を見込んでいる。

人家に隣接する区域の施工時間は、　９：００～１７：００　とする。

~~④（余裕期間設定工事）~~

~~本工事は、鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領（平成28年6月9日付第201600036328号県土整備部長通知）の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。~~

~~工期については、調達公告のとおりとする。~~

~~⑤（鋼材の調達の遅れによる工期の延長）~~

~~この工事の工期には、鋼材調達期間として、＿＿＿ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。~~

⑥（週休２日補正）

本業務は、鳥取県県土整備部週休２日工事実施要領（平成30年3月12日付第201700297117号県土整備部長通知）の対象工事である。https://www.pref.tottori.lg.jp/277262.htm に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い週休２日工事に努めること。

なお、治山工事及び林道工事の費用については、鳥取県治山工事及び林道工事における週休２日の取得に要する費用計上実施要領（令和6年4月26日付第202400033117号森林・林業振興局長通知及び第202400031869号治山砂防課長通知）によるものとし、港湾工事及び漁港工事の費用については、最新の工事積算基準の「港湾工事及び漁港工事における週休２日の取得に要する費用の計上について」によるものとする。

用地関係

~~①（用地、物件等未処理）~~

~~本工事区間の＿＿＿＿＿＿には＿＿＿＿＿＿があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。~~

~~なお、＿＿＿＿＿頃＿＿＿＿＿＿の予定である。~~

支障物件

~~①（埋設物等の事前調査）~~

~~工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他＿＿＿＿）について調査済み〕である。~~

~~事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他＿＿＿＿）であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。~~

~~その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。~~

~~②（支障物件）~~

~~＿＿＿＿＿＿の施工に当って、＿＿＿＿＿＿が支障となっているが、＿＿＿＿＿＿までに移設が完了する見込である。~~

~~予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。~~

~~③（立木の置き場所）~~

~~工事用地内の立木は伐採し、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に置くこと。~~

公害対策

~~①（低騒音型・低振動型建設機械）~~

~~本工事のうち施工箇所：＿＿＿＿＿＿＿＿については、特に生活環境を保全する必要があるので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年４月９日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。~~

~~該当工種：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、施工機械：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿~~

現　場　説　明　書

安全対策

①（交通安全施設等）

一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。

交通誘導員Ａ　　人　交替要員　　人　１日あたり合計　　人　配置日数　　日
工事全体合計　　人・日

交通誘導員Ｂ　　人　交替要員　　人　１日あたり合計　　人　配置日数　　日
工事全体合計　　人・日

警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員Ａ、交通誘導員Ｂの定義は以下のとおりとする。

交通誘導員Ａとは、警備業法第２条第４項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第１条第４号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員をいう。

また、交通誘導員Ｂとは、警備業法第２条第３項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員Ａ以外の交通の誘導に従事する者をいう。

なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Ｂを配置していることとみなす。

濁水処理

①　（濁水処理）

工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難い場合は別途協議すること。

また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成24年3月27日付第2011002014443号水・大気環境課長通知）（https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1141896/120327hosousetudan.pdf）に基づいて適正に処理すること。

建設副産物の処理

【建設発生土（処理）】

①（他工事等流用）

建設発生土は　　市・町・村　　地内の　　工事現場に運搬（片道運搬距離　　km）するものとする。

②（建設技術センター）

建設発生土は　　市・町・村　　地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離　　km）するものとする。なお、処理費として１㎥当り　　円をセンターに支払うこと。

センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/㎡以上）

③（民間残土受入地）

建設発生土は　　市・町・村　　地内の　　に運搬（片道運搬距離　　km）するものとする。なお、処理費として１㎥当り　　円を　　に支払うこと。

民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/㎡以上）

④（土質改良プラント）

建設発生土は　　市・町・村　　地内の　　に運搬（片道運搬距離　　km）するものとする。なお、処理費として１㎥当り　　円を　　に支払うこと。

土質改良プラントへ搬出する土砂の土質は、各プラントが指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/㎡以上）

【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】

①（分別解体等）

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。

コンクリート塊　１㎥当り　　円
アスファルト塊　１㎥当り　　円
建設発生木材　　１㎥当り　　円

②（他工事等流用）

〔Co雑割材・　　〕は、　　市・町・村　　地内　　工事で使用するものとする。

建設副産物の処理

③（バイオマス発電燃料加工施設への搬出）

建設発生木材は＿＿＿市・町・村＿＿＿＿地内の＿＿＿＿のバイオマス発電燃料加工施設への搬出（片道運搬距離＿＿＿km）を想定し、１ｔ当り＿＿＿＿円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。

なお、公共工事で伐採する支障木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであることは、立木の所有者（鳥取県）自らにより由来を証明することを基本とするが、伐採・運搬を行う者が由来を証明する場合は、鳥取県森林組合連合会が登録・審査した認定団体でなければならない。当該工事は、〔所有者（鳥取県）・伐採・運搬を行う者〕により由来の証明を行うこととしているため、着手にあたっては事前に監督員に確認すること。

④（木材市場等へ売却）

建設発生木材は＿＿＿市・町・村＿＿＿＿地内の＿＿＿＿＿への搬出（片道運搬距離＿＿＿km）を想定し＿＿＿＿円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

⑤（再資源化施設へ搬出）

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

（施設の名称・受入れ費用）　コンクリート塊＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿＿（運搬距離＿＿＿km）、費用　１ｔ当り＿＿＿＿円

アスファルト塊＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿＿（運搬距離＿＿＿km）、費用　１ｔ当り＿＿＿＿円

建設発生木材＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿＿（運搬距離＿＿＿km）、費用　１ｔ当り＿＿＿＿円

その他（　　）＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿＿（運搬距離＿＿＿km）、費用　１ｔ当り＿＿＿＿円

（受入れ時間帯）　８時～１７時（平日）

（受入れ条件）　ア　路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。

イ　コンクリート塊、アスファルト塊の径は500㎜以下であること。

ウ　建設発生木材に関しては、径＿＿＿＿cm以下、長さ＿＿＿＿m以下であること。

エ　２次公害発生の恐れのある物質（廃油等）を含まないこと。

⑥（最終処理等）

＿＿＿＿については、＿＿＿市・町・村＿＿＿＿地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離＿＿＿km）を想定し、その費用として１ｔ当り＿＿＿＿円を見込んでいる。

これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑦（産業廃棄物の処理に係る税）

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、＿＿＿＿円見込んでいる。

⑧（伐木工の数量）

伐木工は伐木工歩掛（平成27年８月12日付第2015000765995号鳥取県県土整備部技術企画課長通知）に基づき参考数量で算出しているので、実績について見積もり等により監督員に協議を行うこと。

⑨（建設発生木材の出来形数量）

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工　種	項　目	規　格	摘　要
建設発生木材運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な１断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低２箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に１台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、２台以上写真管理を行うこと。 なお、マニフェストで運搬量（体積(空m3)）が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。	
建設発生木材搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑩（マニフェスト）

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

建設副産物の使用	①（建設発生土の使用） ＿＿＿＿＿＿＿＿工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：＿＿＿＿＿＿＿＿に使用する。 ②（再生資材の使用） ア　Co雑割材は、＿＿＿＿工事から運搬し、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。 イ　アスファルト・コンクリート切削殻等は、＿＿＿＿工事から運搬し、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。 ウ　再生クラッシャラン〔規格：Re-　　〕は、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。 エ　再生コンクリート砂〔規格：RS-　　〕は、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。 オ　再生加熱アスファルト混合物〔規格：　　〕は、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。 カ　その他再生資材〔資材名：　　〕〔規格：　　〕は、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。 キ　本工事において、再生クラッシャランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該砕石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生砕石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生砕石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。 ク　本工事において、粒度調整砕石の使用は新材を想定している。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議することとし、設計変更の対象とする。
工事用道路	①　（農地の一時転用について） 本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する場合は、事前に所轄農業委員会と協議を行い、農地法第５条第１項に基づく農地一時転用の許可を得ること。 【令和５年４月１日時点で、前工事等の請負業者が一時転用している農地を継続して利用する場合は、以下も記載する。（該当がなければ記載を削除）】 受注者は、前工事等の請負業者が農地一時転用している農地を継続して利用する場合、速やかに変更報告書を作成の上、所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。 ②　（農地の賃貸借） ア　＿＿＿＿の用途に使用するため、＿＿＿＿市・町・村＿＿＿＿番地を賃貸借すること。 イ　土地賃貸借契約書に「鳥取県との建設工事請負契約に基づき、土地の貸借権は鳥取県が有することとし、原状復旧の責は鳥取県が負い、受注者がその任に当たるものとする。」を明記すること。 ウ　賃貸人に賃貸借料を支払うこと。 エ　工事完了後、速やかに農地の原状に復旧すること。 オ　イにより契約した地番における、農地一時転用許可は不要である。
その他	①（自社施工） 本工事においては、＿＿（※）＿＿＿＿＿＿工（＿＿＿＿＿＿＿＿工を除く）のうち少なくとも＿＿＿＿千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより自社施工しなければならない。 ※該当する細別（レベル４）を記載する。 ②（業務名称） 工事標示板に記載する名称は、弓ヶ浜地区樹幹注入業務（２工区）とする。 なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。

その他

③（景観評価）

ア　本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。

イ　景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。

④（工事成績評定）

【一般土木工事】（該当しない場合は削除）

本工事は、工事成績評定要領第５の１に基づく工事成績評定の対象と〔する・しない〕。工事成績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当するため。

【建築・設備工事】（該当しない場合は削除）

本工事は、工事成績評定要領〔第５の２・第５の３〕に基づく工事成績評定の対象と〔する・しない〕。工事成績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当するため。

ア　請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計 金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。）が、５００万円未満の 一般土木工事及び２５０万円未満の建築・設備工事

イ　鳥取県の管理する道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路に限る。）・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）第２条第２項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。）することを目的として発注された工事（年間維持、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理工事）

ウ　災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事

エ　機器の納品、部品取替等の建設工事（融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等）

オ　工事目的物を伴わない建設工事（旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等）

⑤（監督体制）

本業務の監督体制は〔一般・重点〕監督とする。

重点監督の工種は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とし、その他の工種は一般監督とする。

なお、鳥取県県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

⑥（三者協議）

本工事は、（対象工事の区分を記載）　工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。（重点監督工事等に適用）

⑦（技能士常駐）

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

ア　技能士種別：＿＿＿＿技能士＿＿、該当工種：＿＿＿＿工＿＿、特記事項根拠：＿＿＿頁

イ　技能士種別：＿＿＿＿技能士＿＿、該当工種：＿＿＿＿工＿＿、特記事項根拠：＿＿＿頁

ウ　技能士種別：＿＿＿＿技能士＿＿、該当工種：＿＿＿＿工＿＿、特記事項根拠：＿＿＿頁

⑧（電子納品）

情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とする。

電子納品に当たっては、https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htmに掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い適正に納品すること。

オンライン電子納品を実施する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.htmに掲載された本工事調達公告日時点で最新のオンライン電子納品試行要領（令和6年6月12日付第20240007159９号技術企画課長通知）に従うこと。

⑨（情報共有システム）

情報共有システム（以下「システム」という。）を利用すること。

ただし、情報共有システムの利用を希望しない場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑩（寒中コンクリート）

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」（平成23年12月７日付第201100123529号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

その他

⑪（建設機械の賃料の採用単価）

建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン、高所作業車及び橋梁点検車は、通常単価を採用し、その他の建設機械は長期割引単価を標準としている。
通常単価を採用した建設機械〔無し・有り　　）〕

⑫（現場環境改善）

【災害復旧工事以外】（該当しない場合は削除）

本工事は、現場環境改善（率計上分）実施対象工事と〔する・しない〕。

下表の内容のうち原則として各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに１内容ずつの合計４つの実施内容を実施すること。

実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。

地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容（目的に資するものであること）について監督員の確認を受けること。

１内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

計上費目	実施内容
仮設備関係	１．昇降設備の充実，２．環境対策の充実 ３．ICT設備の充実，４．作業負荷の低減
営繕関係	１．現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ２．労働者宿舎の充実 ３．現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） ４．衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	１．工事標識・照明等安全施設の充実 ２．盗難防止対策 ３．健康関連施設の充実 ４．野生生物・害虫対策 ５．（港湾・漁港工事のみ）防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）
地域連携	１．広報活動等（完成予想図，工法説明，ＰＲ看板等） ２．見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ３．社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） ４．現場景観向上（美装化・デザイン看板等

【災害復旧工事】（該当しない場合は削除）

現場環境改善費における主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

⑬（熱中症対策）

熱中症対策について https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。

また、気象庁から高温注意報（最高気温３５℃以上が予想される場合）が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

その他

⑭（現場管理費補正）

本業務は、治山事業及び林道事業における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（令和元年７月 31 日付第 201900109943 号農林水産部森林・林業振興局長通知及び第 201900108860 号県土整備部治山砂防課長通知）の対象工事である。

熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/318163.htm に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規程に従い、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき，計測結果の資料を工期末の 14 日前までに提出すること。

~~⑮（日本芝生産地への配慮）~~

~~日本芝の生産に配慮した植生工について（令和２年２月 27 日付第 201900299342 号県土整備部長通知）（https://www.pref.tottori.lg.jp/290178.htm）に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。~~

~~ア　〔張芝工・筋芝工〕は、日本芝の〔野芝・高麗芝〕を使用すること。~~

~~イ　〔植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工〕に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。~~

~~ウ　〔わら芝工・植生シート工・植生マット工〕に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替えの種子として○○を使用し、材料費として 1m2 当り　　円を見込んでいる。~~

~~⑯（ICT 活用工事[受注者希望型(LightICT を含む)]）~~

~~本工事は、受注者希望型(LightICT を含む)の対象工事であるので、最新の「ICT 活用工事特記仕様書（受注者希望型）」によること。~~

~~仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm を参照すること。~~

~~⑰（土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事）~~

~~本工事は、労働安全衛生規則第２編第１２章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。~~

~~安全対策について、https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。~~

~~⑱（標示板の設置）~~

~~本工事は「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靭化対策工事（５か年加速化対策）」と標記すること。~~

~~標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について（令和３年６月１日付け　国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長　事務連絡）を参考にすること。~~

~~⑲（CCUS 活用推奨工事[受注者希望型]）【災害復旧工事、受託工事は対象外（当該項目を削除する）】~~

~~本工事は、受注者希望型の対象工事である。CCUS の活用を希望する場合は、最新の「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事（受注者希望型）特記仕様書」によること。~~

~~仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/291820.htm を参照すること。~~

~~⑳（遠隔臨場）~~

~~本工事は、遠隔臨場の対象工事である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。~~

その他

㉑（快適トイレの試行）

１．内容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式便器

（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

（10）鏡と手洗器

（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（12）室内寸法 900×900㎜ 以上（面積ではない）

（13）擬音装置（機能を含む）

（14）着替え台

（15）臭気対策機能の多重化

（16）室内温度の調整が可能な設備

（17）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用【災害復旧工事、港湾工事、漁港工事以外】（該当しない場合は削除）

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設置基数は現場毎に必要性を協議の上決定すること。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

２．快適トイレに要する費用【災害復旧工事】（該当しない場合は削除）

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設置基数は現場毎に必要性を協議の上決定すること。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

~~2．【港湾工事、漁港工事】（該当しない場合は削除）~~

~~快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。~~

~~受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。~~

~~【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。~~

~~なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※１までを原則とするが、監督職員と協議により必要と認められる場合は、増設できるものとする。~~

~~また、運搬・設置・撤去費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）※１より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わないものとする。~~

~~ただし、海上運搬を伴う運搬・設置・撤去費用については、別途共通仮設費に積上げ計上※２ するものとする~~

~~※１施工箇所が点在する工事など、トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。~~

~~※２快適トイレの海上運搬費用については、１回あたり当該工事で使用する作業船供用損料 0.5 日分の費用を計上するものとする。なお、他の資材と混在して運搬する際には、快適トイレ個別での運搬費用は計上しない。~~

~~3．その他~~

~~快適トイレの手配が困難の場合は、監督員と協議の上、試行の対象外とする。~~

~~㉒（大型コンクリートブロック積擁壁）~~

~~大型ブロック及び基礎コンクリートは○○○○○○○（製品名を記載）(以下「想定製品」という。)同等以上の品質を有すること。なお、想定製品以外の製品を使用する場合は、その製品に合わせた構造図、展開図等の作成及び擁壁高が 8.0m を超える場合は地震時の安定性の検討を行い、事前に監督員の承諾を得ること。~~

㉓（けんせつトリピーのデザイン使用）

鳥取県が著作権を有するけんせつトリピーのデザインは、工事看板、工事案内チラシ等、工事をＰＲする目的に無料で使用できるので、積極的に活用すること。使用に当たっては、鳥取電子申請サービスから届出を行うこと。（届出送信後は、すぐに画像データを使用可能となる。）
鳥取電子申請サービスhttps://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/（けんせつトリピーで検索）

~~㉔（下請契約等）~~

~~下請契約を締結する場合は、最新の鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（https://www.pref.tottori.lg.jp/211686.htm）に基づき、適正な下請契約とすること。~~

~~また、適切な賃金水準の確保と社会保険等への加入の徹底に努めること。~~

~~（https://www.pref.tottori.lg.jp/item/873746.htm#itemid873746　参照）~~

~~㉕（中東情勢の変化に伴う建設資材の設計変更）~~

~~本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）の調達に必要となる経費について設計変更の対象工事である。~~

~~設計変更を希望する場合は、調達公告時点で最新の中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更要領（https://www.pref.tottori.lg.jp/117322.htm）に基づき、監督員と協議すること。~~

~~本工事における調達検討資材は下表を想定している。なお、これにより難い場合は、監督員と協議すること。~~

~~調達検討資材~~

~~資材名~~	~~規格~~	~~設計数量~~	~~単価適用年月~~
~~塩化ビニル管~~	~~φ○○mm~~	~~○○m~~	~~R○．○~~
~~塗料用シンナー~~	~~○○用シンナー~~	~~○○L~~	~~R○．○~~

~~※工事内容に応じて調達検討資材を記載すること~~

※ 明示する項目を　　部分に記入または追記し、不要部分は「－」で削除して使用すること。

弓ヶ浜地区樹幹注入業務（2工区）
数量総括表

単位：本

図面番号	区域番号	マツ本数	自然圧注入 （A）	加圧注入 （B）	注入本数計 （A)+(B）
1	1	160	210	75	285
2	2	500	520	1,080	1,600
3	3	50	35	105	140
計		710	765	1,260	2,025

※自然圧注入は1孔につき薬剤1本注入する。
※加圧注入は1孔につき薬剤3本を注入する。